

平成27年5月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ふろがま1件、  
屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件、  
ガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち照明器具1件、延長コード1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 3件  
(うち自転車1件、プラズマテレビ1件、  
バッテリー(リチウムポリマー、模型用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500127	平成27年5月3日	平成27年5月21日	石油ふろがま	JPS	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から25年以上経過した製品
A201500130	平成27年5月10日	平成27年5月22日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	HOL-1670AQ (東京ガス株式会社ブランド)型式KG-A816RFWHB-RA)	株式会社ガスター(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201500133	平成27年5月7日	平成27年5月22日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-33BE9-L	パロマ工業株式会社(現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500126	平成27年4月29日	平成27年5月21日	照明器具	EFD15EL/12-C5	NECライティング株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成27年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500131	平成27年5月10日	平成27年5月22日	延長コード	WLS-42EB(W)	朝日電器株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岡山県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500128	平成27年4月30日	平成27年5月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	高知県	
A201500129	平成27年5月11日	平成27年5月21日	プラズマテレビ	火災	病院で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成27年5月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201500132	平成27年4月13日	平成27年5月22日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年4月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

照明器具（管理番号：A201500126）



延長コード（管理番号：A201500131）

